

半田市高度先端産業立地促進条例施行規則（平成二十三年半田市規則第十九号）の全部を改正する。

令和八年六月三十日

半田市長 久世 孝 宏

半田市規則第三十五号

半田市産業立地促進条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、半田市産業立地促進条例（令和八年半田市条例第二十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において使用する用語であつて、条例において使用する用語と同一のもの、これと同一の意義において使用するものとする。

（生活環境等の配慮事項）

第三条 条例第四条第一項第四号、条例第七条第一項第四号及び条例第十一条第三号の新設等する工場等の周辺地域の生活環境等に対する規則で定める適正な配慮は、次のとおりとする。

- 一 公害の防止に関する法令及び環境の保全に関する法令に定めるもののほか、市長の指示に従い、必要な措置を講ずること。
- 二 新設等する工場等の周辺地域の住民に対し、工場等の新設等に係る計画の内容を周知させるための説明会を開催すること。
- 三 新設等する工場等の敷地に接する敷地の土地所有者及び居住者から当該工場等の新設等に関し理解を得るよう努めること。

（生産性向上計画により省人化される常用雇用者）

第四条 条例第四条第二項及び条例第七条第二項の規定に掲げる生産性向上計画により省人化される常用雇用者に算入することができる人数の上限は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号の人数とする。

- 一 条例第四条第二項の場合 大企業にあつては五人、中堅企業者にあつては三人
- 二 条例第七条第二項の場合 三人

2 生産性向上計画は、IoT、ロボット等先端設備導入により、労働生産性向上を図るための計画であり、三年から五年までの計画期間において労働生産性向上率が年平均三パーセント以上であることを要件とする。

3 労働生産性、労働生産性向上率及び省人化される人数の算定は、別表のとおりとする。
(市民雇用・定住促進奨励金の適用除外)

第五条 条例第十五条第二号イの規則で定める補助は、半田市移住者就業起業促進事業費補助金とする。

(指定の申請等)

第六条 条例第十八条第一項の規定による申請をしようとする事業者は、新設等する工場等の工事に着手する日の三十日前までに奨励金交付指定申請書(様式第一号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第十八条第二項の規定により奨励金の交付を受ける事業者の指定の可否を決定したときは、奨励金交付指定可否決定通知書(様式第二号)により通知するものとする。

3 指定事業者は、指定の申請をした日から三年以内に指定を受けた工場等の操業を開始しなければならない。

(交付の申請等)

第七条 条例第十九条第一項の規定による申請をしようとする者は、奨励金交付申請書(指定事業者用)(様式第三号)又は奨励金交付申請書(新規常用従業員等用)(様式第四号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第十九条第二項の規定により奨励金の交付又は不交付を決定したときは、奨励金交付(不交付)決定通知書(様式第五号)により通知するものとする。

3 条例第十九条第三項の規則で定める期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期限とする。

一 高度先端産業立地奨励金 交付年度の六月末

二 中小企業高度先端産業立地奨励金 操業開始日から一年以内

三 企業再投資促進奨励金 操業開始日から一年以内

四 工場等立地促進奨励金 交付年度の六月末

五 市民雇用・定住促進奨励金 交付年度の六月末

4 条例第三条第一項第二号及び第三号の奨励金は、五億円を超える場合は三年間、二億

円を超える場合は二年間に分割して交付することができるものとする。

（交付の請求）

第八条 条例第二十条の奨励金の請求をしようとする者は、奨励金交付請求書（様式第六号）を市長に提出しなければならない。

（届出）

第九条 条例第二十一条の規定による届出は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該各号に定める様式に必要な書類を添えて行わなければならない。

- 一 条例第二十一条第一号に規定する事由 工事着手届（様式第七号）
 - 二 条例第二十一条第二号に規定する事由 工事完了届（様式第八号）
 - 三 条例第二十一条第三号に規定する事由 操業開始届（様式第九号）
 - 四 条例第二十一条第四号に規定する事由 変更届（様式第十号）
 - 五 条例第二十一条第五号に規定する事由 操業休止（廃止）届（様式第十一号）
- （地位の承継）

第十条 条例第二十三条の規定により指定事業者の地位を承継しようとする者は、速やかに指定承継申請書（様式第十二号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、承継の承認の可否を決定したときは、指定承継承認通知書（様式第十三号）又は指定承継承認却下通知書（様式第十四号）により通知するものとする。

（指定の取消し等）

第十一条 市長は、条例第二十四条第一項の規定により指定を取り消したときは、奨励金交付指定取消通知書（様式第十五号）により通知するものとする。

2 市長は、条例第二十四条第二項及び第四項の規定により奨励金の交付の決定を取り消したときは、奨励金交付決定取消通知書（様式第十六号）により通知するものとする。

3 市長は、条例第二十四条第三項及び第五項の規定により奨励金の全部又は一部を返還させるときは、奨励金返還命令通知書（様式第十七号）により通知するものとする。

4 奨励金の全部又は一部を返還させる決定を受けた者は、当該決定に係る奨励金の受領の日から納付までの日数に応じ、当該奨励金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既返戻額を控除した額）につき、年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

5 奨励金の全部又は一部を返還させる決定を受けた者が、市長が定める返還期限までに

納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を加算して納付しなければならぬ。

6 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金及び延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第十二条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第四条関係）

区分	算定式
労働生産性	$\frac{(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費})}{(\text{労働者数又は労働者数} \times \text{一人当たり年間就業時間})}$
労働生産性向上率	$\frac{(\text{計画最終事業年度の労働生産性} - \text{認定申請の直近の事業年度の労働生産性})}{\text{認定申請の直近の事業年度の労働生産性}}$
省人化される人数	$\frac{\text{当該工場の常用雇用者数}}{(\text{一} - \text{労働生産性向上率} \times \text{計画期間})}$

奨励金交付指定申請書

年 月 日

半田市長 様

申請者 所在地
名称及び代表者氏名
(個人の場合は住所、氏名)

半田市産業立地促進条例施行規則第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

交付を受けようとする奨励金の名称		☐ 高度先端産業立地奨励金	☐ 中小企業高度先端産業立地奨励金	☐ 企業再投資促進奨励金	☐ 工場等立地促進奨励金
事業者の概要	総 従 業 員 数		人		
	企 業 規 模		☐ 大企業 ☐ 中堅企業者（みなし大企業： ☐ 該当） ☐ 中小企業者（みなし大企業： ☐ 該当）		
	主な業種（日本標準産業分類）				
	市内立地場所（常用雇用者数）		(人)		
	市 内 に お け る 立 地 年 数		年		
新設等する工場等の概要	立 地 の 態 様		☐ 新設・ ☐ 増設（ ☐ 増築・ ☐ 改築・ ☐ 入れ替え）		
	種 別		☐ 工場 ☐ 研究所 ☐ その他（ ）		
	工 場 等 の 所 在 地				
	工 場 等 の 名 称				
	業 種（日本標準産業分類）				
	製造又は研究する製品の内容等				
	建 築 概 要 等	土 地	敷 地 面 積		m ²
			取 得（賃 貸 借 契 約）年 月 日		年 月 日
		家 屋（予定）	建 築 面 積		m ²
			増 設 前 延 床 面 積		m ²
			増 設 後 延 床 面 積		m ²
	固 定 資 産 取 得 費 用（予定）	取 得（賃 貸 借 契 約）年 月 日		年 月 日	
		家 屋		円	
		償 却 資 産		円	
	合 計		円		
	工 事 着 手 年 月 日（予定）		年 月 日		
	工 事 完 了 年 月 日（予定）		年 月 日		
操 業 開 始 年 月 日（予定）		年 月 日			
支 払 完 了 年 月 日（予定）		年 月 日			
他 の 補 助 金 の 申 請 の 有 無		☐ 有（補助金の名称： ） ☐ 無			

雇 用	操業開始時 常用雇用者数	人（当該工場等）	人（市内工場等）
	操業開始時 常用雇用者増加数	人（当該工場等） 【うち新規雇用 人】	人（市内工場等）
	操業５年後 常用雇用者増加数	人（当該工場等） 【うち新規雇用 人】	人（市内工場等）
新規常用従業員等の人数（予定）		人	
敷地内で過去に本市の奨励金等の交付を受けた企業グループ(自社を含む)			☐ 有 ☐ 無
連 絡 先 等	所属及び担当者氏名 電話番号 E-mail		
同意欄	奨励金交付の指定申請の審査に当たり、市税等の納付状況について、市担当者が調査を行うことについて同意する場合、下記にチェックをつけてください。 ☐ 同意します。 ☐ 同意しません。（納税証明書（未納がないことの証明）を提出します。）		

※添付書類

■共通

- 1 履歴事項全部証明書（法人）又は住民票（個人）
- 2 会社・個人事業の概要を説明するパンフレット等
- 3 定款又は規約
- 4 登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し（土地・家屋）
- 5 固定資産取得費用の総額を証する書面（見積書等）
- 6 建築概要等が分かる位置図、敷地図、家屋の配置図及び建築図（平面図及び立面図）
- 7 その他市長が必要と認める書類

■高度先端産業立地奨励金・■中小企業高度先端産業立地奨励金

- 8 高度かつ先端的な技術性を説明する資料
- 9 今後（５年間）の事業の見通しを説明する資料
- 10 貸借対照表、損益計算書、事業報告又はこれに準ずるもの（直近の２事業年度分）
- 11 周辺住民等説明会の記録
- 12 生産性向上計画の写し（該当する事業者のみ）

■企業再投資促進奨励金

- 8 主に製造又は研究する製品を説明する資料
- 9 今後（５年間）の事業の見通しを説明する資料
- 10 常用雇用者数を説明する資料
- 11 貸借対照表、損益計算書、事業報告又はこれに準ずるもの（直近の２事業年度分）
- 12 立地年数を証明する資料（定款や企業概要等で証明できる場合は不要）
- 13 生産性向上計画の写し（該当する事業者のみ）

■工場等立地促進奨励金

- 8 事業計画書
- 9 周辺住民等説明会の記録

様式第2号（第6条関係）

奨励金交付指定可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

半田市長

年 月 日付けの指定の申請について、半田市産業立地促進条例施行規則第6条第2項の規定により次のとおり通知します。

審 査 の 結 果	☐ 指定する ☐ 指定しない	
指定しない場合はその理由		
指 定 し た 奨 励 金 の 名 称	☐ 高度先端産業立地奨励金 ☐ 中小企業高度先端産業立地奨励金 ☐ 企業再投資促進奨励金 ☐ 工場等立地促進奨励金	
指 定 番 号	第 号	
指 定 年 月 日	年 月 日	
工 場 等 の 所 在 地		
工 場 等 の 名 称		
交 付 予 定 年 度	☐ 高度先端産業立地奨励金	年度～ 年度
	☐ 中小企業高度先端産業立地奨励金	年度
	☐ 企業再投資促進奨励金	年度
	☐ 工場等立地促進奨励金	年度～ 年度
	☐ 市民雇用・定住促進奨励金	年度
指 定 の 条 件		

- (1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、半田市長に対して審査請求をすることができます。
- (2) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、半田市を被告として（訴訟において半田市を代表する者は半田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

奨励金交付申請書（指定事業者用）

年 月 日

半田市長 様

申請者 所在地
名称及び代表者氏名
（個人の場合は住所、氏名）

年 月 日付けの指定に係る奨励金の交付を受けたいので、半田市産業立地促進条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

交付を申請する奨励金の名称		☐ 高度先端産業立地奨励金 ☐ 中小企業高度先端産業立地奨励金 ☐ 企業再投資促進奨励金 ☐ 工場等立地促進奨励金 ☐ 市民雇用促進奨励金		
指 定 番 号		第 号		
奨 励 金 交 付 申 請 額		円		
事 業 者 の 概 要	総 従 業 員 数		人	
	企 業 規 模		☐ 大企業 ☐ 中堅企業者（みなし大企業： ☐ 該当） ☐ 中小企業者（みなし大企業： ☐ 該当）	
	主な業種（日本標準産業分類）			
新 設 等 す る 工 場 等 の 概 要	立 地 の 態 様		☐ 新設 ☐ 増設（ ☐ 増築・ ☐ 改築・ ☐ 入れ替え）	
	種 別		☐ 工場 ☐ 研究所 ☐ その他（ ）	
	工 場 等 の 所 在 地			
	工 場 等 の 名 称			
	業 種（日本標準産業分類）			
	製造又は研究する製品の内容等			
	建 築 概 要 等	土 地	敷 地 面 積	m ²
			取得（賃貸借契約）年月日	年 月 日
		家 屋	建 築 面 積	m ²
			増 設 前 延 床 面 積	m ²
			増 設 後 延 床 面 積	m ²
	取得（賃貸借契約）年月日		年 月 日	
	固 定 資 産 取 得 費 用	家 屋		円
		償 却 資 産		円
		合 計		円
操 業 開 始 年 月 日		年 月 日	支 払 完 了 年 月 日 （ 予 定 ）	年 月 日
操 業 開 始 時 常 用 雇 用 者 数		人（当該工場等）		人（市内工場等）
操 業 開 始 時 常 用 雇 用 者 増 加 数		人（当該工場等） 【うち新規雇用 人】		人（市内工場等）

奨励金の算出基礎等	高度先端産業立地奨励金	前年度の固定資産税額		円		
		前年度の都市計画税額		円		
		合 計		円		
	中小企業高度先端産業立地奨励金	固定資産取得費用（土地を除く） 円 × % = 円				
		企業再投資促進奨励金 円 × % = 円				
	工場等立地促進奨励金	前年度の固定資産税額		円		
		前年度の都市計画税額		円		
		合 計		円		
	市民雇用促進奨励金	新規常用従業員	人	合 計	人	
		転入常用従業員	人	円		
連絡先等	所属及び担当者名 電話番号 E-mail					
同意欄	奨励金の交付申請の審査に当たり、市税等の納付状況について、市担当者が調査を行うことについて同意する場合、下記にチェックをつけてください。 ☐ 同意します。 ☐ 同意しません。（納税証明書（未納がないことの証明）を提出します。）					

※添付書類

■共通（高度先端産業立地奨励金、中小企業高度先端産業立地奨励金、企業再投資促進奨励金、工場等立地促進奨励金）

- 1 登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し（土地・家屋）
- 2 建築概要等が分かる位置図、敷地図、家屋の配置図及び建築図（平面図及び立面図）
- 3 その他市長が必要と認める書類

■高度先端産業立地奨励金

- 4 常用雇用者一覧表
- 5 雇用保険被保険者通知書、被保険者縦覧照会回答票等
- 6 固定資産税・都市計画税課税資産明細書（土地・家屋）

■中小企業高度先端産業立地奨励金・■企業再投資促進奨励金

- 4 常用雇用者一覧表
- 5 雇用保険被保険者通知書、被保険者縦覧照会回答票等
- 6 固定資産取得費用の総額を証する書類（契約書、納品書、請求書、領収書の写し等）
- 7 固定資産台帳

■工場等立地促進奨励金

- 4 固定資産税・都市計画税課税資産明細書（土地・家屋）
- 5 償却資産申告書の写し（市内に複数の工場等があるときは、指定を受けた工場等の償却資産を明示すること。）

■市民雇用促進奨励金

- 1 新規常用従業員等一覧表
- 2 新規常用従業員等の雇用契約書の写し
- 3 新規常用従業員等の在籍が確認できる書類（在職証明書、勤務証明書等）

様式第4号（第7条関係）

奨励金交付申請書（新規常用従業員等用）

年 月 日

半田市長 様

申請者 住所
氏名

年 月 日付けの指定に係る定住促進奨励金の交付を受けたいので、半田市産業立地促進
条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

奨励金交付申請額	100,000円
従業員の種類	☐ 新規常用従業員 ☐ 転入常用従業員
連絡先等	電話番号： E-mail：
同意欄	定住促進奨励金の交付申請の審査に当たり、半田市内に住所を有すること及び市税等の納付状況について、市担当者が調査を行うことについて同意する場合、下記にチェックをつけてください。 ☐ 同意します。 ☐ 同意しません。（住民票等及び納税証明書（未納がないことの証明）を提出します。）

奨励金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

半田市長

年 月 日付けで交付申請があった奨励金について、半田市産業立地促進条例施行規則第7条第2項の規定により、下記のとおり交付（不交付）決定したので通知します。

記

1 交付

指定番号	第 号	
工場等の所在地		
工場等の名称		
交付決定額	円	
交付を決定した 奨励金の名称と その内訳	奨励金の名称	内 訳
	☐ 高度先端産業立地奨励金	円
	☐ 中小企業高度先端産業立地奨励金	円
	☐ 企業再投資促進奨励金	円
	☐ 工場等立地促進奨励金	円
	☐ 市民雇用・定住促進奨励金	円
交付の条件		

備考 交付の条件について、必要がある場合は適宜条件を追加すること

2 不交付

不交付を決定した 奨励金の名称	
理由	

- (1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、半田市長に対して審査請求をすることができます。
- (2) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、半田市を被告として（訴訟において半田市を代表する者は半田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

奨励金交付請求書

年 月 日

半田市長 様

申請者 所在地
名称及び代表者氏名
（個人の場合は住所、氏名）

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた奨励金について、半田市産業
立地促進条例施行規則第8条の規定により、次のとおり請求します。

奨 励 金 の 請 求 金 額	円
-----------------	---

指 定 番 号	第 号
工 場 等 の 所 在 地	
工 場 等 の 名 称	

振込先口座（申請者様名義の口座に限ります）

金融機関名		支店名		分類	口座番号 (右詰めでお書きください)	(フリガナ) 口座名義
	銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店 出張所	普通 ・ 当座		

工事着手届

年 月 日

半田市長 様

申請者 所在地
名称及び代表者氏名
（個人の場合は住所、氏名）

新設等する工場等の工事に着手したので、半田市産業立地促進条例施行規則第9条第1号の規定により、次のとおり届け出ます。

指 定 番 号 ※	第 号
工 場 等 の 所 在 地	
工 場 等 の 名 称	
工 事 着 手 年 月 日	年 月 日
工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日

※指定の決定を受けていない場合は、記載不要

添付書類

- 1 工場等の新設等に係る工事の起工式又は地鎮祭資料等及び工程表
- 2 建築基準法の規定による確認済証の写し（機械及び装置の過半の入れ替えを除く。）

様式第8号（第9条関係）

工事完了届

年 月 日

半田市長 様

申請者 所在地
名称及び代表者氏名
（個人の場合は住所、氏名）

新設等する工場等の工事が完了したので、半田市産業立地促進条例施行規則第9条第2号の規定により、次のとおり届け出ます。

指 定 番 号	第 号
工 場 等 の 所 在 地	
工 場 等 の 名 称	
工 事 着 手 年 月 日	年 月 日
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日

添付書類

- 1 建築基準法の規定による検査済証の写し（機械及び装置の過半の入れ替えを除く。）

様式第9号（第9条関係）

操業開始届

年 月 日

半田市長 様

申請者 所在地
名称及び代表者氏名
（個人の場合は住所、氏名）

新設等する工場等の操業を開始したので、半田市産業立地促進条例施行規則第9条第3号の規定により、次のとおり届け出ます。

指 定 番 号	第 号
工 場 等 の 所 在 地	
工 場 等 の 名 称	
操 業 開 始 年 月 日	年 月 日

様式第10号（第9条関係）

変更届

年 月 日

半田市長 様

申請者 所在地
名称及び代表者氏名
（個人の場合は住所、氏名）

指定の申請の内容に変更があったので、半田市産業立地促進条例施行規則第9条第4号の規定により、次のとおり届け出ます。

指 定 番 号	第 号	
工場等の所在地		
工場等の名称		
指 定 申 請 書 記 載 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由		

※添付書類

- 1 奨励金交付指定申請書（様式第1号）の添付書類で変更があった書類
- 2 その他市長が必要と認める書類

操業休止（廃止）届

年 月 日

半田市長 様

申請者 所在地
名称及び代表者氏名
（個人の場合は住所、氏名）

新設等する工場等の操業を 休止・廃止 したので、半田市産業立地促進条例施行規則第 9 条第 5 号の規定により、次のとおり届け出ます。

指 定 番 号	第 号
工 場 等 の 所 在 地	
工 場 等 の 名 称	
操業休止（廃止）年月日	年 月 日
操業休止（廃止）の理由	

指定承継申請書

年 月 日

半田市長 様

申請者 所在地
名称及び代表者氏名
（個人の場合は住所、氏名）

半田市産業立地促進条例第23条の規定により指定事業者の地位を承継したいので、半田市産業立地促進条例施行規則第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

指 定 事 業 者	指 定 番 号	第 号
	工 場 等 の 所 在 地	
	工 場 等 の 名 称	
	所 在 地	
	名 称	
	代 表 者 氏 名	
承 継 年 月 日		
承 継 の 理 由		

※添付書類

- 1 奨励金交付指定可否決定通知書の写し
- 2 承継の事実を証する書類
- 3 承継者に係る次の書類
 - (1) 会社・個人事業の概要を説明するパンフレット等
 - (2) 履歴事項全部証明書（法人）又は住民票（個人）
 - (3) 定款又は規約
 - (4) 貸借対照表、損益計算書、事業報告又はこれに準ずるもの（直近の2事業年度分）
 - (5) 市税等の未納がないことを証する書類
- 4 その他市長が必要と認める書類

指定承継承認通知書

第 号
年 月 日

様

半田市長

年 月 日付けで申請があった指定事業者の地位の承継について、半田市産業立地促進条例施行規則第10条第2項の規定により、次のとおり承認したので通知します。

指 定 番 号	第 号
工 場 等 の 所 在 地	
工 場 等 の 名 称	
所 在 地	
名 称	
代 表 者 氏 名	
承 継 年 月 日	年 月 日

指定承継承認却下通知書

第 号
年 月 日

様

半田市長

年 月 日付けで申請があった指定事業者の地位の承継について、半田市産業立地促進条例施行規則第10条第2項の規定により、次のとおり承認の却下を決定したので通知します。

指 定 番 号	第 号
工 場 等 の 所 在 地	
工 場 等 の 名 称	
承 継 却 下 の 理 由	

- (1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、半田市長に対して審査請求をすることができます。
- (2) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、半田市を被告として（訴訟において半田市を代表する者は半田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第15号（第11条関係）

奨励金交付指定取消通知書

第 号
年 月 日

様

半田市長

半田市産業立地促進条例第24条第1項の規定により、次のとおり当該指定を取り消したので半田市産業立地促進条例施行規則第11条第1項の規定により通知します。

指 定 番 号	第 号
工場等の所在地	
工場等の名称	
指定を取り消した奨励金の名称	☐ 高度先端産業立地奨励金 ☐ 中小企業高度先端産業立地奨励金 ☐ 企業再投資促進奨励金 ☐ 工場等立地促進奨励金
取消年月日	年 月 日
取消しの理由	☐ 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受け、又は受けようとしたと認められるとき ☐ 奨励金の交付年度内に市税等を滞納したとき ☐ 操業開始日から五年以内に事業を休止し、又は廃止したとき ☐ 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったとき ☐ この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき ☐ 前各号に掲げるもののほか、奨励金を交付することが適当でない状況にあるとき（ ）

- (1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、半田市長に対して審査請求をすることができます。
- (2) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、半田市を被告として（訴訟において半田市を代表する者は半田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

奨励金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

半田市長

半田市産業立地促進条例第24条第2項及び第4項の規定により、次のとおり奨励金の交付決定を取り消したので半田市産業立地促進条例施行規則第11条第2項の規定により通知します。

指 定 番 号	第 号	
工場等の所在地		
工場等の名称		
交 付 決 定 を 取 り 消 し た 奨 励 金 の 名 称 と そ の 内 訳	奨励金の名称	内 訳
	☐ 高度先端産業立地奨励金	円（ 年度～ 年度分）
	☐ 中小企業高度先端産業立地奨励金	円
	☐ 企業再投資促進奨励金	円
	☐ 工場等立地促進奨励金	円（ 年度～ 年度分）
	☐ 市民雇用・定住促進奨励金	円
	合 計	円
交 付 決 定 を 取 り 消 し た 理 由	☐ 偽りその他の不正の手段により奨励金の交付を受け、又は受けようとしたと認められるとき ☐ 奨励金の交付年度内に市税等を滞納したとき ☐ 操業開始日から五年以内に事業を休止し、又は廃止したとき ☐ 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったとき ☐ この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき ☐ 前各号に掲げるもののほか、奨励金を交付することが適当でない状況にあるとき（ ）	

(1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、半田市長に対して審査請求をすることができます。

(2) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、半田市を被告として（訴訟において半田市を代表する者は半田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

奨励金返還命令通知書

第 号
年 月 日

様

半田市長

半田市産業立地促進条例第24条第3項及び第5項、半田市産業立地促進条例施行規則第11条第3項の規定により、次のとおり奨励金を返還するよう通知します。

奨励金の返還金額	円
加算金額	円
延滞金額	円
合計額	円

指 定 番 号	第 号	
工場等の所在地		
工場等の名称		
返 還 を 命 じ る 奨励金の名称と そ の 内 訳	奨励金の名称	内 訳
	☐ 高度先端産業立地奨励金	円（ 年度～ 年度分）
	☐ 中小企業高度先端産業立地奨励金	円
	☐ 企業再投資促進奨励金	円
	☐ 工場等立地促進奨励金	円（ 年度～ 年度分）
	☐ 市民雇用・定住促進奨励金	円
	合 計	円
返還(納付)期限	年 月 日	
返 還 の 理 由		
備 考		

（注）返還期限までに当該奨励金を返還できなかったときは、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金を加えて奨励金を返還しなければならない。

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、半田市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、半田市を被告として（訴訟において半田市を代表する者は半田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。